

ID: 125

担当部署: 町民環境課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	柴田町営墓地条例 第3条		
例規番号	昭和55年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第3条、第5条及び柴田町営墓地条例施行規則第3条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 墓地を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 (使用者の資格)</p> <p>第5条 墓地を使用することができる者は、町内に住所を有する者でなければならない。ただし、柴田町に特に深い縁故があると町長が認める者については、この限りでない。</p> <p>2 墓地を使用することができる者は、墳墓の祭祀を主宰する者でなければならない。</p> <p>(町外居住者の使用許可)</p> <p>第3条 条例第5条第1項ただし書の柴田町に特に深い縁故があると町長が認める者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本町に本籍を有する者 (2) その他特に必要と認める者</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日